

上場制度整備懇談会
第32回 議事要旨

1. 日時：平成23年10月18日（火）午後2時30分から午後4時32分まで

2. 場所：東京証券取引所会議室

3. 議題：

- (1) 上場制度整備懇談会の議論を踏まえた施策の現状（フォローアップ）について
- (2) 業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直しについて
- (3) その他

4. 議事要旨：

- (1) 上場制度整備懇談会の議論を踏まえた施策の現状（フォローアップ）について
 - ・海外投資家に対しては、日本のコーポレート・ガバナンスに関する法制度や現状について、正確な理解を持ったうえで意見発信を行うことを求めていくべきである。
- (2) 業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直しについて
 - ・より柔軟な業績予想開示を実現するという施策の方向性については大歓迎である。制度の作り込みに当たっては、特定の指標や様式に固執することなく、業績予想の利用者自身が開示の良し悪しを判断するような成熟したマーケットになることを志向してほしい。
 - ・投資者にとって開示が画一的であるがゆえの有用性も存在するので、引き続きベスト・エフォート・ベースでの売上高や利益の確定値予想の開示と、それに加えて、背景や考え方の説明の開示が望まれる。
 - ・従来どおりの開示を行わない場合には、マスコミやアナリストへの対応が今までよりも求められることになるため、上場会社の負担感が増すことも想定される。
 - ・中小規模の会社については、アナリストがカバーしていないという問題がある。柔軟化することで業績予想があまり出てこなくなったり、逆に様々な将来予想が出てくることとなったりすると、投資家の混乱を招くことも懸念されるため、現在開示されているものについて、引き続き開示を推奨することが適当である。
 - ・東証からの要請の強制色を薄めることが、必ずしも、柔軟な業績予想開示の促進につながるわけではないので、その点について留意・整理する必要がある。
 - ・「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会報告書」において「業績予想は必ず達成されるべきコミットメントである」という誤った理解がなされることがあって、そうした誤解が解消されるように業績予想の位置づけを明確に示す」とされている点について、適切な取組みが図られることが望ましい。
 - ・業績予想を開示しない場合にその理由の記載や東証への事前相談が求められなくなるのは、「そもそも業績予想を有していない場合」に限られるのか、それ

とも、「業績予想を有しているにもかかわらずそれを開示しないこととする場合」も含まれるのか、整理が必要である。

(3) その他

● 法制審議会会社法制部会の議論状況について

- ・ 法制審の議論の動向にかかわらず、自主規制機関として適切と考える基準の在り方を東証が考えていくべきである。
- ・ 子会社少数株主保護策の議論において、独立役員に親子会社間の取引を確認するという職責を与えるような提言を行い、これまでの東証のコーポレート・ガバナンスに関する考え方を法制化してはどうか。
- ・ 議論に当たっては、他の制度との整合性を取りながら、細かく場合分けをして進めていくことが望まれる。

以上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

—問合せ先—

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当
TEL：03-3666-0141（大代表）